

令和 2 年度  
人権行政の手引

大 分 県

## はじめに

これまでわが国における人権問題への取組を先導してきた同和対策に係る特別措置法が失効して18年が経過しました。

平成8年に出された地域改善対策協議会の意見具申では、「人権の世紀」とすべく、これまでの同和教育・同和問題啓発を人権教育・人権啓発に再構築して推進することや、新しい人権侵害救済制度の確立を目指すことなどの方向性が示され、これを受け、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

また、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

この法律は、部落差別は許さないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国や地方公共団体の責務が明記されています。

県では、平成12年の「人権教育・啓発法」で地方公共団体の責務が規定されたこと、「人権教育のための国連10年」県行動計画が終了したこと、「人権救済」の制度化が進められていることを踏まえ、平成17年1月に「大分県人権施策基本計画」を策定しました。「基本計画」では、「教育・啓発」とともに「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策の総合的な推進に努めてきました。

そして、県の人権施策をさらに体系的・計画的に進めるため、世界人権宣言60周年を期して平成20年12月議会で「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定しました。併せて、県が進める人権施策の方針を定めた「人権尊重施策基本方針」、基本方針の具体化を図るための「基本方針・実施計画」を策定し、人権が尊重される社会づくりの推進に取り組んでいます。

本書は、上記のような情勢の中で、大分県人権尊重社会づくり推進条例をはじめとする人権施策の推進を図るため、私たち行政職員が人権問題に対する理解を深め、課題の解決に向け積極的に取り組むことを目的に作成したものです。

どうか、積極的に御活用くださるようお願いいたします。

令和2年4月

大分県生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 安藤 公典

# 目 次

## 国内外編

1	日本国憲法（抜粋）（昭22.5.3施行）	1
2	同和対策審議会答申（抄）（昭40.8.11答申）	3
3	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (平8.5.17意見具申)	9
4	人権擁護施策推進法（平9.3.25施行・平14.3.24失効）	29
5	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための 教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について (平11.7.29答申)	33
6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平12.12.6施行）	67
7	人権救済制度の在り方について（平13.5.25答申）	73
8	人権擁護法案（平14.3.8提出・平15.10.10廃案）の概要	108
9	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平28.4.1施行）	110
10	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律（平28.6.3施行）	124
11	部落差別の解消の推進に関する法律（平28.12.16施行）	129

## 国内外編・資料

1	世界人権宣言（昭23.12.10採択）	133
2	国連など国際社会の取組年表	140
3	主な人権関連法令の一覧	142

## 県内編

1	大分県人権尊重社会づくり推進条例（平21.4.1施行）	147
2	大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則（平21.4.1施行）	152
3	大分県人権尊重施策基本方針（令2.4.1改定）	154
4	大分県人権尊重施策基本方針・実施計画（令2年度～令6年度）	263
5	大分県人権施策推進本部設置要綱（平17.1.1施行）	308
6	大分県人権教育・啓発推進協議会規約（平14.5.30施行）	311
7	今後の人権教育・啓発のあり方について（平14.5.30協議会決定）	319
8	大分県人権尊重・部落差別解消推進員設置要綱（平17.5.18施行）	341
9	おおいた人権相談ネットワーク協議会会則（平18.7.28施行）	344

## 県内編・資料

1	大分県における人権関連条例等の一覧	347
2	大分県同和対策審議会議案書（平14.11.8）	348
3	国及び県の人権・同和対策の経緯	359